

第24回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成16年12月22日(水)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第24回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成16年12月22日(水)
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
開会 午前 9時45分
閉会 午前11時40分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

松川 昭

阿部 純孝

齋藤 賢仁

武者 賢三

太田 実

神山 庄一郎

千葉 貞雄

小出 正夫

山下 壽郎

藤本 忠夫

山下 三和子

生出 太一郎

橋浦 清元

三浦 總吉

阿部 仁州

大橋 邦雄

今井 多貴子

平塚 義兼

若山 憲彦

西條 一正

酒井 一郎

高橋 冠

佐藤 健児

佐藤 功

武山 吉夫

千葉 五郎

武山 松義

木村 富士男

渥美 義孝

遠藤 銀一

阿部 敏男

萬代 壽一

石垣 仁一

松田 孝志

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

佐藤 文志

本木 忠義

欠席者

・ 委員

高橋 左文

高橋 公雄

事務局職員

木村 耕二

植松 博史

鈴木 文也

石川 文彦

木村 義則

多田 恭子

斎藤 峰好

阿部 浩樹

遠藤 正啓

佐々木 康夫

阿部 陽一

高橋 真

大塚 智也

菅原 由行

高橋 修司

及川 武彦

佐藤 正悦

佐野 進

説明要員

植松 守

今野 拓司

松川 敏明

坂下 武美

大槻 英夫

森岡 精一

議事日程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 調整結果報告事項

調整結果報告第9号 新市の事務所の位置(協定項目4)について

調整結果報告第10号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について

調整結果報告第11号 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)について

調整結果報告第12号 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25-4)について

調整結果報告第13号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

(2) その他

公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針について

第25回 石巻地域合併協議会の日程(案)について

平成17年1月27日(木) 午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

5 その他

6 閉 会

1．開会

司会 これから会議に入らせていただきますが、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料といたしましては、第24回協議会会議資料、協定項目に関する具体的調整結果総括表及び第23回協議会会議録をお配りさせていただいております。

ただいまから第24回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち欠席の報告がございましたのは2名でございます。従いまして、本日の会議には35名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

2．会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 それでは、引き続き挨拶をさせていただきます。第24回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

先程、宮城県の菅原出納長さんから、1市6町の首長1人1人に廃置分合決定通知書の交付をいただいたところでありますが、私は残された3か月余りの期間に1市6町がしっかりと手を繋ぎ、総力を結集して合併準備に取り組み、輝かしい新市の門出を迎えなければならないと決意を新たにしているところでございます。

現在、事務方では前回の協議会での承認いただいた合併準備に係る基本方針に基づき、精力的に作業を進めているところでありますが、委員の皆様におかれましても、合併時までには協議しなければならない事項の御審議に特段の御協力をお願いを申し上げます。

本日は、前回に引き続き合併時までには調整するとしている協定項目調整方針の細部の調整結果などを中心に御提案申し上げますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。開会にあたりましての挨拶にさせていただきます。よろしく願いいたします。

3．会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっております。

りますので、協議会規約第10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づきまして、2名を指名させていただきます。

石巻市の阿部純孝委員、北上町の武山松義委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

4．議事

土井議長 それでは、次第4の議事に入らせていただきます。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 過般、桃生町議会特別委員会を開かせていただきました。そのおりに、議会から出ました疑問点等につきまして、皆様方に御相談をさせていただきたいということで御提案をさせていただきます。

本協議会もですけれども、調整結果の報告ということで渡されました資料に基づきまして、この場で協議結果出るわけですけれども、末端の議会に対しましてはその報告ということだけで肝心の議員が審議する機会がない。あるいは、その協議に関わる機会がないということで大変な不満があったわけでございます。今後いろいろと重要な案件があるわけでございますけれども、もっと早くこの資料を議会に提案していただくか提示していただくか、あるいはこれまで同様に1回提案をしていただいで次の機会に審議をするとか、協議の方法ですね、検討いただけないものかなというようなことを感じたわけでございます。

それから、決まったことで大変恐縮でございますけれども、慣行の取扱いの中での市章の問題につきまして大変不満がありまして、1市6町が新たに合併するという中で石巻市の名前そのものについては異論はないことでありますけれども、市章につきましては、やはり新しい門出にふさわしい将来の発展的なイメージを与えられるような市章を新たにすべきではないかというような議会からの提案がございましたので、1回決まったことに対しての提案でございますから皆さんにお諮りをする、皆さんに考えていただくということでその場を治めましたけれども、そのような提案を桃生

町議会からございましたので、どうぞお諮りをいただきたいと思います。

土井議長 市章の方から、逆に協議よろしいですか。

西條委員 はい。

土井議長 今、桃生町の西條委員の方から、まず市章の方の話でそういう議会の方からお話があるということなんですが、皆さんそれに対して、一度決まったことは認めているわけです、西條委員も。皆さんの方から御意見がありましたならば。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、北上町の千葉委員。

千葉委員 私は議会の皆さんからいろいろな疑問とか、不信みたいなものがでる原因は、この合併協議会でこうして私は民間から出ますけれども、私は合併協議会の内容はこのとおり参加して分かっているわけですがけれども、一般の議員の方々はまったく情報がないんじゃないかと思ってるんですよ。桃生町の議会で問題になったとき、一般の議員よりも私の方が合併の内容について詳しいわけですよ。それはちょっとおかしいなと私は思っているわけなんです。私の近所にも町議会議員がいますけれども、結局私がその議員さんに説明している格好なんですよ。それではおかしいんですよ。

それで私、桃生町の問題が起きたときに協議会としては善処をすると、議員の方々に対してなんらかの善処をするというふうな約束で済んだわけですがけれども、善処の内容なんですよけれども、私はせめてこの協議の内容を全議員に、できれば議事録ですね。例えば今日の会議の内容どういうことを今日審議するのか、それから今、私の手元に議事録があるわけですがけれども、この議事録とかを議員に、127人いるわけですか、その議員の方々全員にお知らせするのが本当だと思うんです。それで、事務局に聞けばインターネットで公開してるとかなんとか言いますがけれども、今おそらく議員の方々にインターネットでそういうものを見る人は私はごく少数じゃないかなと思うんですよ。ですから、これはちょっとぜひ、前回実は話を出したかったんですがけれども、せめて議事録は議員の方々に交付して欲しいものだなと思ってます。

土井議長 そういう話になりますと、なんかお話を聞いていると各町の議会ごとの対応ということになるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 ただいまの桃生町の委員長からの提起なんですが、参考になるかどうか

か分かりませんけれども。

確かに、これまでの協定項目につきましては事前提案、そして一定の時間をいただきながらまた次の機会に調整確認をしていくというスタイルでした。確かに時間的な余裕もございましたし、それでもきつい項目もございました。ただ、前回からこういった調整項目の報告ございまして、積み残しの部分の報告ございまして、石巻市議会といたしまして対応につきまして委員会を開催しいろいろ協議しました。確かに私たちもこの場に参画させていただいて、大変責任が大きいものがあるということもございまして、これまで同様そのスケジュールの合間をぬって事前にそういった関係資料を入手すると。いわゆる分科会なりあるいは幹事会にあがってきて集約なった時点で、いち早く各町の皆さんがメンバーとして幹事会にも入っておられるわけですので、そういった資料を速やかに議会の方が動いて入手するような作業をしまして、そしてあわせて特別委員会を開いて、そしてこの法定協のテーブルに持ってくるという作業を今回は石巻市議会としてはしてまいりました。そして集約してまいりましたので、そういったことで今日この場において私どもは一定の考え方を持って臨んだわけでございますので、決してやれないような時間のスケジュールではなかったと思うんですが、各町議会の皆さんにおかれましてこれから時間のない中でございますので、やはりそういったスケジュール的にも大変厳しいですけれども、そういった御努力をしていきたいものだなと思うんですが、どうでしょうか。

土井議長 どうもありがとうございました。そのほか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、河南町の三浦委員。

三浦委員 河南町議会では、隣りにおります阿部(仁)副議長が合併特別委員長として、ここで決定したことを報告いたしました。そして納得はしてもらいました。その市章の問題もですけれども、それは私が説明をいたしました。つまり、同じ市章を使うということでありまして、これは前に合併した渡波あるいは稲井、蛇田、それらのときに使った理想とするものがこれに入ってますよと。それは、1市6町の合併にも通じ合うものがあるという話をいたしました。

私は、先の協議会の中でもそういうものがなくちゃならないんじゃないかと思う中でちょっと正したんでありますけれども、やはりそれらをはっきりと自分なりに理解した中で自分たちの方の議会に臨んでいけば、悪いけれどもそれらを説明してやるこ

とによって全議員が理解できるのではないのかなと思うところもあります。ですから事務局の方も、市章の求めた意味ですね、それらを分かりやすく書かれていると思うんです。こういう理由で、この市章は作られましたよと。それらをちゃんと載せてさえいけば、私は桃生町の議会も理解し得たんじゃないかなと思っています。

それと、事前に配布といっていますけれど、私は事前に配布よりもやはり決定後に報告をして、きちっと自分なりに理解をした中で、議会にいて説明をするというのが我々の役目じゃないのかなと私は思っております。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 先程、各議会に対しまして、ここで決められたことが十分に周知徹底ができていないのではないかなというような不審な声が聞こえましたけれども、そのことにつきましては、おそらく各町議会とも議員各位に資料の提示あるいは結果報告、これまでに十分やってきたと認識をいたしております。

それから、市章の問題ですけれども、今河南町議会議長の三浦委員が言われたとおり、報告といいますか提案されたことにつきましては、月、星、太陽の三体を組み合わせ、市の限りない発展を象徴していると、そういうことだけでございまして、これが昭和9年4月に制定されたものだよというようなことの資料しか残念ながら私ども持ち合わせておりませんでした。このことで提案いたしましたけれども、率直な議員の考え方ですから気に障られたら大変お許しをいただきたいと思うんですけれども、上の方に丸く覆いかぶさったものがあって、発展的なものが何も見当たらないというような、重しが上にのっているんじゃないかとかさまざまな理由をつけられた。それはあくまでも屁理屈ですから、私どもはあれこれどうこう言うわけではありませんけれども、審議するあるいはそれを議員に納得させる資料、説明だけではとてもできなかつたんですね。残念ながら私たち、議長と私、特別委員会に出席しておりますのでそれできなかつたんです。それで、とにかく皆さんに御意見はいただくと、その結果についてはあと報告するからよろしく頼むということでその場を治めましたので、この図案化したものに対する詳しい説明資料等ございましたらそれを提示いただきまして、私はなにもこの市章がだめだとかなんとか言ってるのではなく、そのような意見があったということでお話を申し上げます。

よろしく申し上げます。

土井議長　そうですね、一度決めたものをどうのこうのということになると、みんなこれからもここで民間委員の皆さん方もその時々にはいろいろと意見を話して決まっているわけですから、それは理解してもらいたいと思います。ただ、説明の内容についてももう少し具体的な資料を出してくれということであれば、そういうことで事務局の方で対応するようにしますから、それでよろしいでしょうか。

では、先に進んでよろしいですか。

(木村委員　挙手)

土井議長　はい、牡鹿町長の木村委員。

木村委員　大変協議済みのことで申し訳ないんですけども、11月29日開催の第23回合併協議会において、協定項目25 - 27、奨学資金に関することの説明の中で、他町村は1億円から2億円くらいの基金があるというふうな説明がありましたが、牡鹿町は0円だというふうな説明でございます。現在、貸し付けもしているわけで、その辺の説明を再度お願いしたいというふうに思います。

土井議長　はい、坂下教育専門部会長。

坂下教育専門部会長　奨学資金の貸与基金の方というお話でございますので、今木村委員おっしゃいますように、私、前回の合併協でそう申し上げました。実はその時点でそれぞれの市町、いわゆる石巻市、桃生町それから牡鹿町、1市2町がこの貸与基金条例を持っているということで、それぞれに貸与基金というものがあるということでお話を申し上げました。それで、その時点では石巻市が約1億円ちょっと、桃生町が約2億円、牡鹿町が現在残高0円だということでお話を申し上げましたことは事実でございます。その時点で、それぞれの町に照会を申し上げて回答を得た数字ということでございましたけれども、牡鹿町につきましてはすべて貸与にまわっているため、基金残高としては現在0円だという報告でございました。後程、0円ではないというお話があったということで伺いましたので、再度問い合わせをいたしましたところ、債権いわゆる貸与中の未償還分を含めた数字で基金としてとらえているというようなお話がございまして、そういう意味では1億円ほどの基金残だというお話がございました。

他の該当地、桃生町の方ですが再調査いたしましたところ、この会計処理の違いがその背景にあるということが分かりまして、基金残というとらえ方にそれぞれの違いがあったというふうなものが判明いたしました。貸与基金の残高、つまり果実を生む

もとなる金額としては、桃生町においてもこの間約2億円ということでお話申し上げましたが、来年の3月31日現在いわゆる合併の前日でございますが、その見込み期日で言いますと、だいたいその額が1,000万円から2,000万円程度がいわゆる果実を生む基金条例でいうところの基金残だというお話でございました。この間申し上げました、石巻市の約1億円という部分についてもそういった意味での金額でございます。これを債権まで、いわゆる未償還部分まで含めて申し上げますと、石巻市が約5億円ほどございます。桃生町が約2億円、それから牡鹿町が約1億円というような報告がございますので、そういったいわゆる会計処理も含めまして、その数字のとらえ方の違いがあったようでございまして、私ども事務局といたしましてそこまでちょっと把握してなかったもので、ああいった数字の違いをそのまま回答数値を申し上げましたので、大変誤解を生んだということではお詫びを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 いわゆる奨学資金の貸付基金というのは定額基金でありまして、現金と債権からなっているというわけです。ですから、基金というのはそれを合わせたものが基金であって、貸し付けしているものが基金でないというふうなことにはならない。ですから、事務局としてはそういうことをきちっととらえて説明をしてもらわないと困ります。終わったことですから、大変こませて申し分けないです。

土井議長 はい、牡鹿町の木村委員の話はそれでよろしいですね。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 これは、その他でもいいのかなと思う話ではありますが、今新聞紙上を見ますと電算問題がだいぶにぎやかに報道されまして、ここにいる委員の方々も疑問を持ったりしている方々があるんじゃないのかなと思いますので、このプロポーザル方式というものはこういうもので、このプロポーザル方式を採用した過程はこのようなもので、こういうものをこの場ででもよく説明してやっておいた方が、一切の疑問というかね、そういうものがなくなるんじゃないのかなと。私はあれには、全然言われるような不思議さ、疑問さはないんじゃないかと思っているものなので、やはりそういうのを時間をどこかで説明しておいた方が、私はいいいのではないかなと思います。

土井議長 はい、分かりました。

それでは、三浦委員さんの御指摘の件でございますが、今のお話でございますが、資料を用意して次回にでも説明をさせてもらいたいと、事務局の方の希望でございますのでよろしいですか。

三浦委員 はい。

土井議長 先に進ませてもらってよろしいですね。

(1) 調整結果報告事項

- ・調整結果報告第9号 新市の事務所の位置(協定項目4)について
- ・調整結果報告第10号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について

土井議長 はじめに議事の(1)ですが、調整結果報告第9号 新市の事務所の位置(協定項目4)について及び調整結果報告第10号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)については関連がありますので、一括して議題とさせていただきます。

総務部会長から説明させます。

植松総務専門部会長 それでは、調整結果報告第9号 新市の事務所の位置(協定項目4)に関する具体的な調整結果について、はじめに御説明いたします。

2ページを御覧願います。

調整方針の(2)の、なお書き以降の下線部分にあります、その分散する組織は合併時まで調整する、ことといたしておりました。具体的な調査結果でございますが、現在の河南町役場に農業委員会事務局を、また現在の河北町役場には監査委員事務局を置くことで調整いたしました。その理由でございますが、農業委員会事務局につきましては、各総合支所へ事務委任を行うことにより、事務局以外でも各種申請の受け付けや相談業務等が可能となりますことから、必ずしも本庁に集約する必要がなく、新市における農家戸数と農地面積の割合を考慮し河南町役場に事務局を置く調整結果になりました。また、監査委員事務局につきましては、新市の監査委員の定数が3名となりますことや、合併前の1市6町の平成16年度の決算審査などの法定監査等を行わなければならないことから職員の増員などの事務局体制の強化を図る必要がございますので、その場合、現在の市役所庁舎では狭隘となり、また分庁とした場合でも、監査業務という性格上、直接的な住民サービスへの影響も少ないだろうということから河北町役場に事務局を置く調整結果になりました。

続きまして、調整結果報告第10号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)に関

する具体的調整結果について御説明いたします。

4 ページを御覧願います。

調整方針の下線部分にあります、新市の事務組織及び機構については、住民の福祉の増進に十分配慮し、次のとおり合併時まで調整する、ことといたしておりました。具体的な調整結果でございますが、はじめに新市における事務組織及び機構についての基本的な考え方について御説明申し上げます。

5 ページを御覧願います。

平成17年4月1日、1市6町が合併し、人口17万人の新「石巻市」が誕生いたすわけではありますが、新市の事務組織につきましては、合併後も市民への各種サービスが維持・継続されるよう十分な配慮が必要であり、多様化する市民ニーズにも柔軟に対応し、新市への期待にこたえることのできる行政組織とすることが重要でございます。従いまして、円滑な新市移行のためにも、新市発足時の行政組織は、合併が市民や職員にとっても大きな変革であることを踏まえ、市民に不安を与えたり、混乱を招くことがないように現行の組織を基本といたすものでございます。

次に、合併時の行政組織について御説明いたします。

はじめに、(1)本庁についてでございますが、所掌事務につきましては、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌いたします。組織機構及び職務につきましては、基本的には現在の石巻市の組織体制とし、職務についても同様といたします。次に、行政改革課の設置でございますが、効率的な行政経営の確立のため、行政改革担当次長を配置のうえ新たに行政改革課を設置し、行政改革を実施することといたします。次に、合併後の調整でございますが、合併後の未調整部分の調整につきましては、行政改革、組織等を担当いたします行政改革課が所掌するものといたします。

次に、(2)総合支所についてでございますが、所管区域でございますが、総合支所の所管区域は、合併前の町の区域を所管する区域といたします。所掌事務でございます。総合支所は、それぞれの所管区域に係る地域振興の拠点として、住民生活と密接に関連した住民サービスの事務を所掌することといたします。組織機構でございます。総合支所の組織は、合併前の課を基本として、係制及び班制については廃止し新たにグループ制といたします。総合支所に支所長、次長、課長及び本庁と同様の職員を置くことといたします。総合支所における会計業務を担当するために、

出納課の分室を新たに設置することといたします。職階及び職務についてであります。支所長は部長級を、次長は次長級とするほか、総合支所の職員の職階及び職務につきましては本庁の職員と同様といたします。

次に、(3)行政委員会事務局についてでございますが、教育委員会につきましては、事務局は本庁に配置し、総合支所に課体制の「事務所」を設置いたします。事務所長を課長級とするほか、公民館などの教育機関等の施設の名称及び施設長の職階は合併時に統一を図るものといたします。選挙管理委員会でございます。事務局は本庁に配置し、総合支所及び現石巻市の支所に「分室」を配置いたします。農業委員会でございます。農業委員会につきましては、事務局は河南総合支所に配置するほか、市長部局への事務の一部についての事務委任を行い、事務局以外でも各種申請の受付、相談業務等を行うものといたします。監査委員でございます。事務局は河北総合支所に配置することといたします。なお、議会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の事務局は、現在の石巻市役所に配置いたします。

次に、(4)その他でございますが、上水道事業についてでございますが、現在6町で行っております上水道事業につきましては、すべて石巻地方広域水道企業団に経営統合し共同することといたし、各総合支所には「営業所」が設置される予定となっております。また、河北町、桃生町、北上町の3町で共同処理を行ってまいりました、

河北地区衛生処理組合の業務につきましては、新市の事務として行うことといたします。

最後に、3.効率的な行政組織に向けてでございますが、新市移行後は、高度多様化する行政ニーズに対応できる行財政基盤の充実を図る中で、効率的な行政運営を行うため、速やかに行財政改革推進計画や職員適正化計画の策定に着手するとともに、住民サービスの低下をきたすことのないように十分配慮し、合併後3年以内を目標にスリムな行政組織の再編を実施することといたします。

次に、先程総合支所の組織機構でふれましたグループ制の概要について御説明申し上げますので、7ページを御覧願います。

現在の係制における課の仕事は原則として、すべての係を単位として振り分けられ、従いまして各職員の担当いたします事務も係ごとに固定され、指揮命令系統につきましても、基本的には各係の意見や考えが係長をつうじ補佐、課長に伝えられる、いわゆる縦のつながりを重視した組織となっており、これに対しましてグループ制の組織

は、従来の係という壁をなくし、業務の関連性を中心に迅速かつ的確に仕事が進められる集合としてグループが編成されますので、組織の形態もフラットとなり、組織の共通目標の達成に向けた職員の合意結成や課内部の連携・協力もスムーズになり、職員の能力の発揮と人材の活用が今まで以上に図られることが期待されるというふうになっております。

次に、総合支所におきます出納分室の出納事務について御説明いたしますので、8ページを御覧願います。

総合支所における出納分室におきましては、各課の支出命令等の各種伝票の審査や執行伺いに係る支出負担行為の事前合議について、収入役の委任を受けて出納事務を執行することといたします。なお、各総合支所各課窓口における税や手数料の収納につきましては、合併後も出納員や分室出納員を配置し、現行どおり取扱うことといたします。

次に、新市の行政組織における組織数について御説明申し上げますので、9ページを御覧願います。

まず市長部局でございますが、本庁の部につきましては現在と同じく6部体制であります。6 総合支所が今回部扱いとなりますので新市では12部というふうになります。次に、課・室の数でございますが、本庁の課・室は、表の下に記載してありますとおり、増減がそれぞれ1課1室となり、現在と同じ37課でございますが、総合支所の課は河北町で1課1室、河南町で1事業所が減となり、現在よりも3つ減って40となり、合わせて77課・室体制となります。また、支所につきましては、現在と同じ5支所でございますが、牡鹿町の大原出張所が支所扱いとしてこの支所の中に含まれておりますので、御理解願いたいと思います。なお、出納課の分室として、各総合支所に6つの分室を設置いたしますので、出納課の欄の1の下に新たに分室6と書き加えていただきたいと思います。なお、行政委員会事務局につきましては、教育委員会の事務所を総合支所に。また、選挙管理委員会の分室を総合支所と本庁の4支所にそれぞれ設置することにいたします。

なお、新市の行政組織図は10ページから15ページにお示しいたしておりますが、現行組織を基本といたしておりますので特に大きな変更はございませんが、本庁の総務部に新たに、先程御説明申し上げました、現在の行政管理課から分離いたしまして、新市の行財政改革を担当いたします専任の行政改革課を設置することといたしまし

た。また、総合支所の各課の体制は現行どおりとし、課の名称につきましては町民生活課から市民生活課などに変更いたしております。

また、13ページの市立病院でございますが、合併に伴い、今回雄勝町と牡鹿町の病院が新たに加わり3つの市立病院となりますことから、それを統括する部門といたしまして、新たに病院局を設置することといたしております。

また、14ページの教育委員会でございますが、教育委員会につきましても、現行体制を継続することになりますが、現在の6町の公民館につきましては、それぞれ独立館として現状維持し、学校給食調理場につきましては、他の自治体の状況等から学校給食センターに名称を統一することといたしました。

なお、行政機関及び教育機関の名称、所属課につきましては、10ページの河北総合支所の企画課でございます情報プラザを、今回企画部の情報政策課に変更する等、今後の分科会等の調整により名称等の変更も必要を生ずることとなりますので、あらかじめ御了解願いたいと存じます。

以上で、具体的な調整結果の概要について合わせて御報告させていただきました。
土井議長 ただいま専門部会から調整結果の報告がございましたが、御質問はございませんか。

(太田委員 挙手)

土井議長 はい、河北町長の太田委員。

太田委員 1つは、5ページの組織機構の2でございます。

この中に総合支所に支所長、次長、課長と書いてございますが、これらの内容等について、級制も含めた考え方お願いいたします。

それから、次の6ページでございますが、この中の3の効率的な行政組織に向けての中で、3年以内を目標にスリムな行政組織への再編を実施する。このスリムな行政組織の目標をどのようにとらえながら再編をする考えか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

植松総務専門部会長 はじめに、2点目のスリムな行政組織ということでございますが、基本的には合併に伴いまして、1市6町が一緒になって、現行は住民の混乱を招かないということで、現行の組織を基本とするということで位置付けております。ただ合併でございますので、今の課の、先程御説明いたしました、現在の80課から77課体制ということで、当面はその現行を維持する中で必要最小限の名称等の変更にとどめま

すが、やはり合併の効果を最大限に活用し、地方自治の理念であります、最小の経費で最大の効果を発揮するという意味からも、基本的には組織については3年以内に再編はしなくちゃいけないというふうに考えておりますが、その中でも、それでは各総合支所、特に役割でございますが、地域振興の拠点ということで先程も御説明申し上げました。それから、住民サービスの一番最前線の立場に立つわけでありますので、その辺は十分に配慮しながら組織の再編は当然進めていかなきゃいけないというふうにかように思っております。

それから、各総合支所の組織の中での支所長、次長、課長ということですが、支所長につきましては私どもの方では部長という形で考えております。次長は、支所長の次長という意味でございます。支所長を補佐する次長ということで。あと現行の課長、それぞれの課の課長さんにつきましては現行どおり課長ということで考えております。

土井議長 よろしいですか。

太田委員 次長は、どういう立場の方を、どういう人をあてるのか。

植松総務専門部会長 専任の次長でなくて、私どもでは総務課長が兼務の次長ということも一応念頭にはありますけれども。

(太田委員 挙手)

土井議長 はい、太田委員。

太田委員 そうなりますと、次長は各町では級制ですと8級制になりますが、その辺どのような形に待遇をして総務課長をあてるかということでございます。

次に、確かにスリムにしていくそのことは分かるんですが、各町が総合支所を早急に再編されるんじゃないかという不安を持っておりますので、その辺も十分配慮いただいた中での今後の再編というものを検討していただければとこのように思います。

植松総務専門部会長 総務の次長の方から、改めて御説明申し上げます。

大槻総務専門部会員(石巻市総務部次長) 給与につきましてはの考え方でございますが、ただいま河北町長の太田委員からでございますけれども、総合支所長につきましては部長級という位置付けで今御説明申し上げまして、給料表上は10級でございます。各町が8級制導入で、石巻市が10級制を導入してございますので、直近の給与額でもって近づけていきたいと思いますということで10級制の導入。総合支所の次長でございますが、本庁同様9級ということになってまいります。それで、各課長につきましてはこれも

本庁と同様、職務職階も同じとするということでございますので8級でございます。課長補佐につきましては7級、以下、課長補佐の中でも主幹ですとか年齢構成によりまして6級の方もおりますので、7級、6級が補佐級になってまいります。5級、4級が主査、係長級でございます。3級以下が主事、主任主事といった10級制の導入ということになってまいります。

あと、行革の方から見てスリムな行政ということでございますが、補足申し上げますけれども、これも組織機構で今御説明申し上げましたように、第1段階は現行の組織をまず合体をするというような形で、住民サービスに支障をきたさないようにするというのが考え方でございます。第2段階につきましては、合併後1～2年を経過した段階で組織の見直しを当然図る必要があるだろうと。それで、第3段階といたしましては、本庁舎が完成した際には大幅な組織機構の見直しが必要だろうということでございます。当然ながら、これは掲げてございます職員数の削減、560人～600人という目標掲げてございますので、そういった職員数の削減ともあわせながら行革を進めていくというふうな考え方でございます。

以上でございます。

土井議長 よろしいですか。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿町長の木村委員。

木村委員 総合支所長は部長級をあてるというふうな説明でございますが、そうすると各町の課長は8級、うちの方では総務課長だけが8級なんです。あと課長でも7級なんです。そうすると、石巻市の方からの派遣というかお願いというか、そのようになりますか。

私たちが心配しているのは、やはり地域のことを、支所長がトップになるわけですから、よく知っていないといろいろ不都合がでるというふうに心配してます。ですから、そのときに8級の総務課長が、仮にですよ、10級に飛び越えてなって総合支所長になれるのか、そういうこともあるのですね。

それから、この前私が言いましたように、この合併というのはいろいろな要因がありますが、いわゆる国、県、地方含めて財政が厳しくなってせざるを得ない合併なんです。そして、我々首長たちも支所長に残った方がいいとか、残る方法もあるとか、理事に残るとか残らないとか、いろいろな議員さんたちが在任特例を使いたいとか使

うとかあったんですが、お互いにそういうことを全部捨ててこの合併に取り組んでいるわけですから。なんか今いろいろ説明を聞くと、だいが課長たちがぐんと級が上がって、それによった人件費というのはだいが大きく圧迫してくるんじゃないですか。私はそう思いますよ。

土井議長 はい、事務局。

大槻総務専門部会員（石巻市総務部次長） ただいまの木村委員の御質問でございますが、ただいま申し上げましたように8級の課長、各役場の課長の方々は8級でございますが、これを10級の給料表にもっていくわけでございますが、昔であれば等級、号級というのが1つの10級の中にもかなりの段階がございます。それで現行の8級の給料、その給料額を10級の枠にあてはめていくということでございます。ですから、10級の給料表の中に8級の給料月額と同様の金額の位置付けがございますので、その直近にもっていくということでございます。同じように、次長さんになる方につきましても8級から次長になるわけでございますが、同様の考え方で給料月額をそのまま近づけていくというような形でのスライドでございますので、大幅に人件費が増えるということはございませんので御理解いただきたいと思えます。

あと地域性の問題ということで、総合支所長が誰になるのかということでございますが、今の給料表の問題もございませぬけれども、そういったことで調整をすることによりまして、やはり今の各町の行政区域に精通した方が総合支所長になっていただかないとこれは困るだろうというふうな考え方で、これまでも何回か協議してございませぬが、担当の部課長会議等々におきましてその辺の議論はしてきてございませぬので、御理解いただきたいと思えます。

（木村委員 挙手）

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 ほかの町のことはよく分かりませぬけれども、うちの方は能力がなくて7級にしているのではないんです。能力は十分あるんですが、人件費を抑えるために総務課長だけが8級で、あと7級に抑えているんです。ほかの町の方々はどうか分かりませぬけれども、そういうこともよく知っておいてもらわないと、牡鹿町は7級だから全然使いものにならないんだというふうな解釈をされるかどうか別として、そういうことですから。

（太田委員 挙手）

土井議長 はい、河北町長の太田委員。

太田委員 今の給与体系なんです、6町の場合は給与を抑えるためにラスパイレスでいたい90の前半に抑えているというのが現実の問題です。石巻市は100に近いということなんです、この辺の調整を職員は心配しているわけですね。それを具体的になくて結構ですから、調整の方向付けなどをお知らせいただければ助かります。

それから、先程地方に精通したということなんです、うちの方でもその辺、議会で心配しておりますので、できれば当座の間でも結構ですので、地方の、何ていうんですか、独自性をきちっと石巻市に理解いただける分野においても考慮いただければと思います。

土井議長 はい、事務局。

大槻総務専門部会員（石巻市総務部次長） まずラスパイレスでございますが、御指摘のとおり石巻市では100に近い形になってございます。それで、どういたしましても町の関係と支部の関係ですと、このラスの関係がこういった開きになってきているのがどこの県でも実状でございます。それで、先程行革の中でも申し上げましたが、財政シミュレーションをこれまでもお示ししてきているはずでございますけれども、それを当然ながらベースとしまして、行政改革を進める中でこの給与そのものが当然ながら100を超えない形で調整していかなければならないと。これが国の方からの問題等々の指摘もございますので、そういった形で給与調整は今後ともしていかなければならないだろうというふうに思っております。

あと、その地域に精通した支所長でございますが、これにつきましても、当然ながら新市になりましてからの第1回目の市議会というのが待っているわけでございます。それで、16年度の決算というものも当然そこで行うことになってまいります。ですからそういったことも踏まえまして、この総合支所長は部長級の方ですよということで、議会の本会議の席にも当然ながら出ていただきまして、そういった予算、決算の問題、あとはその地域の問題等々につきましても、議員さん方に対する答弁等々もしていただくというようなことまでも一応考えてきているということでございます。

土井議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

はい、太田委員。

太田委員 今の答弁お聞きしますと、なんか石巻市の部長を配置するという受け止め方

になるんですが、そうでなくて結構ですか。各町からでも。そうなりますと、牡鹿町長の木村委員がおっしゃったように8級から10級に一気に、給与は同じにしても飛ぶ可能性もあるということですか。

大槻総務専門部会員（石巻市総務部次長） もう1回申し上げますが、牡鹿町の木村委員が申しあげました、7級の課長もおりますと。あとは、よその町にも7級の課長、あとはよその町では8級の課長もいらっしゃいます。それですから、こういった課長職にある方で総合支所長に任命をされます方につきましては10級にいわゆる飛びます。ですから、次長になった方は9級に飛ぶというふうになります。ですが、給料月額につきましては現在の直近の額にもっていくということでございますので、これが何万円も上がるのではなくて、上がったにしても2～3千円なのかあるいは千いくらなのかですね、そういった程度の形になってくるかと思えます。

また、総合支所長につきましては、地域性に精通した方が当然ながらなっていていただく必要があるだろうということから、各今の役場の職員の方で町長の推薦というふうになってまいるかと思えます。そういうことで、市から各総合支所に職員を出すのではなくて、各町役場の方々の生え抜きというふうに御理解いただければよろしいかと思えます。

土井議長 よろしいですか。

その他ないようでございますので。

（三浦委員 挙手）

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 2ページの、新市の事務所の位置ということで、(1)(2)(3)(4)ありますけれど、これらの決め方をするときにはどの辺まで検討したのか。

この検討というものは、今はIT技術がえらい発達いたしまして、瞬時に情報がみな飛び交う時代なんでありますよね。なもので、果たして本庁方式というものの、どこまで本庁方式というものがとられるものなのか。今までのIT技術が発達していない時代とはまるっきり変わったようなやり方が可能になるはずなんだとも私は思うので、このような検討は、どこまでこれらをやった中でこういうふうに位置付けられたものなのかを教えていただきたいと思うのであります。

植松総務専門部会長 特に、今この調整方針の中であります農業委員会と監査委員事務局の件でございますが、この理由の中でも説明申し上げておりますが、その中でこの

理由に書いている以上に、まず一番、新庁舎が建設された時点ではそれは一本化と、要するに本来の意味での本庁方式になると思いますが、現在の市の庁舎につきましては皆さん御覧になっているとおり、かなり狭いですしそれから老朽化していると。早晩、そういう新市にふさわしい新庁舎を建設しなくちゃならないという課題は当然あると思いますけれども、現在の市役所庁舎の中にすべての行政委員会等も含めてみなもってくるというのは、物理的にまず難しいと。

そういうならば、どうしても、例えば農業委員会については農家戸数から農地面積の場合においても、例えば2000年度の農業生産数を見ましても、農家戸数につきましては石巻市が1,417戸であるのに対しまして河南町は2,128戸というふうに圧倒的に開きがございますし、農地面積につきましても、石巻が1,470ヘクタールに対しまして河南町は3,551ヘクタールと、倍以上の開きがございます。そういう意味からも、そして事務委任も行いますので、決して農業委員会を河南総合支所に配置しても、事務委任の中で総合支所でも、それから本庁でも従来どおりの各種の受付、相談もできるという体制の中ではそんなに不便をきたさないんじゃないかと。

それから、監査委員事務局につきましては、業務の性格上、特別直接的に住民のサービスに毎日のように影響のある業務ではございませんので、その面からもその庁舎の狭隘等を考えて、比較的庁舎も新しく、それからスペースもまだ余裕がございます河北町役場に監査委員事務局を設置するという結論になりました。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 あのですね、この本庁方式にするというのは分かります。それと石巻市の市役所、老朽化しているというのも知っています。見させてもらいましたからね。

そこらなんですよ。今も言いましたけれども、瞬時にみな情報網、書類もやり取りできる。そして石巻市の証明書、河南町役場でもぱっぱと出るはずですよ。ということは、こういう農業委員会事務局あるいは監査委員事務局ばかりでなくして、総務1つとってみても、いや本庁には主たるそういうものがあるのは当然だろうと思いますけれども、つまり各支所になるところにあってもなんら支障がないんじゃないのかと、IT技術が発達してますから。そうしますと、今までのような本庁方式とは当然違うスタイルが考えられるんじゃないかなと私思ってますので、その辺の検討はどうだったのかと。そういう中でこれらを決定してきたんですかという意味を聞いたん

ですよ。

植松総務専門部会長 新市の組織機構については、先程来御説明申し上げましたように、まず本庁につきましては管理部門を本庁に全部集約しますと、そして事務の効率化を図ります。それから、総合支所におきましても従来の課と同じような形でそれぞれの課は残りますし、その部分でも総務それから財政、従来と同じような仕事はしますけれども、ただ新市の全体を統括調整します部門に、それぞれの課の部門につきましては、すべて新市の本庁の中でそれは統括して行く。確かに情報技術基盤の整備に伴って、当然住民票とかそういう各種証明書もどこの市町村、総合支所であれ本庁であれどこでも1市6町内では取れるようになりますけれども、そういう事務作業の中ではやはりIT技術だけではなくて、なんて申しますか、日常の業務というのはIT技術だけではないものも結構多いものですから、その部分についてはどうしても本庁方式として、本庁の部分で管理部門は集約せざるを得ないというふうな現状がございました。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私が知りたいのは、職員の皆さん方、つまり各町村の1市6町の担当課の職員の方々に、おそらくこれは議論し合ったんだろうと思うんですよ。この問題につきまして、こういうような議論が生まれて、こういう意見が生まれてと、そしてこうなったんですよと、この過程が知りたいところもあるんですよ。ただ、ぼんと結論だけぽっぽっぽっぽやられると、なんか1人の話で決まったんじゃないかなと思うところもあるのですね。

植松総務専門部会長 決してこれは私1人で言ってるわけでもございませんし、総務分科会それから総務部会、それから合併担当部課長会議の中で議論を経て、今お示ししたような調整結果になっておりますので、その辺はぜひ御理解いただきたいと思えます。

三浦委員 それは分かるけれども、こういう意見もありましたよ、そういう意見もありましたということがあるんじゃないかと思うんです。

植松総務専門部会長 総務分科会それから部会でも、各町からもそういう担当課長が出て議論はしてますけれども。

土井議長 どうですか、そういうことで。じゃいいですね。

植松総務専門部会長 新市の事務所の位置につきましては、協議会の中でも本庁方式とするということで、もう既に確認されておりますので、それに基づきまして今そういう本庁方式の中でも特にどういう形態をとるか。新庁舎ができればそれにこしたことはないんですけども、それまでの間、やはりそういう一部分庁方式を使わざるを得ないということでございます。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 5ページの総合支所につきまして、所掌事務につきましてもう少し詳しくですね、大変興味あるところでございまして、地域といたしましてはここに大変おすがりしている部分もありますので、その辺ひとつ詳しく御説明願いたいと思います。

植松総務専門部会長 総合支所の所掌事務につきましては、ここに書いてありまして、これだけではちょっと分かりにくいと。いわゆるこの中で私どもで言いたいのは、あくまでも総合支所につきましては地域振興の拠点でございます。それから、住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する事務でございます。それがまず基本でございますが、その中で、例えば10ページを御覧いただきまして、10ページ以降に各総合支所のそれぞれの課における業務が載っております。例えばこの中で、先程来申し上げておりますように各総合支所の課については、本庁と同じように現行どおり、名称の変更はございますが現行を基本として大きな変更はいたしておりません。ですから管理部門については本庁に集約いたしますが、それ以外の事務については現行どおりそのままの課で行うということになっておりますので、例えば河北総合支所において総務課の次に企画課がございます。それぞれ総合支所に企画課もしくは総務企画課でございますが、この企画課の中では地域づくりを行うということで、課の名称が若干変わりましたが通常各役場で今、町の方々が接しているその業務、それから形態についてもほとんど変更はないということで御理解いただきたいと思います。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 図に示されていることは理解できるんですけども、予算的なものですね。私たち、これまでですとある程度の予算の請求権、執行権、認められているような形の中で御説明いただいたような気もいたしておりますけれども、この辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

大槻総務専門部会員（石巻市総務部次長） 予算の方の関係でございますが、私の方からお答えさせていただきます。

この組織機構に基づきまして、本庁といわゆる総合支所の方式に今度変わるわけでございますが、これにつきましてもたいたいま予算編成ということで各町につきましても、先日河北町のビックバンの方で各町の各課担当者に集まっておきまして御説明を申し上げたところでございます。それで、各予算要求につきましては、各役場においては従来どおり各課で予算要求書をまず作り上げていただきまして、これを石巻市役所、合併後本庁になるわけでございますが、ここに連動するいわゆる課がございます。例えば雄勝町の保健福祉課であれば、本庁となる石巻市役所には社会福祉事務所というのがございまして、ここの中にまたさらに課が分かれるわけでございますが、その雄勝町の保健福祉課でもっている事務を本庁の各課で今度はそれをいただきまして、そこで取りまとめを行うというような形になります。それを総務部の財政課の方に提出をいただきまして、そこで財政課長が各関係課長のヒアリングを行うと。当然ながら、各役場からあがってくる予算書につきましては各役場の課長の方々のヒアリングを本庁の担当課長が行って、財政課のヒアリングにのぞむというシステムをとるという方向でございます。そういったことで、予算につきましては従来の形でいくということでございますので御理解いただきたいと思います。

あとは、予算執行にあたっての決済権の問題とかそういったものにつきましては総合支所長以下、次長、課長いらっしゃいますので、その辺の決済権の付与につきましては事務の効率化を図るという中から、できるだけ簡素な事務処理ができるスタイルでということ今後検討していくということにしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

そのほか質問ございませんか。

（神山委員 挙手）

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 本会議の調整結果の報告第10号にかかわる件についてちょっと伺っておきたいことは、このように新市の4月1日からの施行なりが改革がなされたわけでございますが、現在いろいろ新聞等でも出ているとおり石巻市議会の中に特別委員会が設置されていると。これらが、本協議会がここまでいろいろ協議してきたこの協議会と

の関わり合いについては、既に6町が石巻市の電算に委託するという事は協議されておりますが、あと残された3か月間の中で、新市の会長の言うところの輝かしい、本当に市民に迷惑をかけないようなこの電算システムが完全稼動するのかどうかというのがちょっと疑問点があるわけなので、この協議会に対する電算の関係についてはどういう関わり合いをもつことが正しいのか、そこら辺の見解をお伺いしたいし、さらに発足に完全に間に合うかどうか。今、現在がどの程度まで電算の業務が進んでいるのか。スタートからつまづかないためにも、この場合お伺いしておきたいと思っております。

木村事務局長 ただいま御心配いただいておりますが、12月の石巻市議会の定例会におきまして関連予算、そしてその前に11月の臨時会におきましては、電算関係の事務委任を受けましたものにつきましては議決をいただいております。

それで、12月につきましては各町から委任を受けておりました予算の執行に伴います電算の契約、これにつきましては3件ほど財産取得の案件を単行議案としてかけまして、これも議決をいただいております。そういう関係上、電算事務に関しましては当初の計画どおり粛々と進められる状況になってございます。

これからいろいろ事務作業の中で、短い間でいろいろ調整とっていかなくならないものですから大変な事務量になることは事実でございますが、その辺なんとか乗り切って対応していきたいと思っております。

以上でございます。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 具体的に憂慮される面は、他の2町や3町の合併の場合の遅れというのは手書きでも対応できるという方法論もあるだろうが、やはりこのように規模の大きな合併の中では、先程の河南町の三浦委員の話のように、やはり電算の占める事務量の処理能力というものは絶大なものがあるだろうと感じているわけなので、これ絶対遅れをきたさないという方向でやっていただければ市民に対するサービスの低下につながる、また批判の恐れにもなると自覚していただきたいと思っております。

土井会長、答弁願います。

土井議長 今、事務局で話したとおり、粛々と間に合うようにやっていますから大丈夫でございます。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 2点についてお聞きしたいと思います。

まず本庁舎方式、石巻市に全部集約するというのはここで決まったことで、その一部を移す。当分の間ということで農業委員会と監査を河北町、河南町の方に移す。それで、今までは先程の三浦委員の質問なんかを聞いてますと、やはり本庁方式でみんな集まってる方がいいんだと言っているわりには、今の石巻市のを継承するということは、石巻市に前にも言いました分庁舎というのがございます。私ごみで騒いでいたとき、郵便局の上にはばかり行ってましたんで、つまり家賃払ってあそこにいるんですから。それで当分の間、本来なら、今度例えば雄勝町役場だって、三階全部ほぼすっぱり議会の分空きますし河北町だって空くと思いますし、わざわざ家賃を払っているんだったら今それで間に合っているんだったら、当分の間そっちに移してもいいんじゃないのかというのもあるのかなと思ったんですよ、当分の間移して。そして、それで何も支障をきたさないんであれば、今度市役所の建設のときに、だったらそのままそれ残して市役所を小さくすればいいんじゃないのかというような話も出てこないのかな。今でも大丈夫だったら、それでも大丈夫なんじゃないか。それを、結局石巻市の町の中から郡部側となりますが、結果的には同じ市内になるんですから同じ理由じゃないのかなというのがまず1点。

あともう1点が、行政改革課の設置、そして効率的な行政経営の確立のため、行政担当の次長を配置のうえ、行政改革課を置く。ここで次長を置いて行政改革課、課だからなんだと、部をつくってそこに次長いるなら分かるけれども、ちょっと雄勝町に次長というのはいないので位置付けちょっと分からないんですが、これが結局、課ということは頭に部があるわけです。つまり総務部の中になる。そうしますと、行政改革課なるものが今から毎年だいたい50名ずつ人減っていきます。そこでどこを減らしたらいいのか、労務職まで含めて行政改革のどこを削っていったらいいのかというのはたぶんここで話し合うんだと思います。ところが私からしますと、これが攻める側、そうすると反対側はうちの方だけは減らされたくないんだよというのはみんな人情ですが、その本丸が総務部じゃないのかと。その本丸の総務部の下に置かれたんでは、頭つかえてできない。これはやはり局とかなんとか別にしまして、市長直轄にするのが本当でないかと。それでなかったら本当の意味での公平な、今の石巻市の見

てて私いつも思うのが、なんでごみ収集車に3人乗っているのか。みんな2人なのに、3人なので。でもなんらかの格好で、私からすれば当たり前、1人減らしてもいいんでないか。その分、人減るよとと思っているのが、例えば総務部の下にいるためどうしてもそれが聞き入れられない、市長に声が届かないというような形になる可能性も、あと石巻市が分からないので分かり易いところで実例挙げましたが、そのようになるんじゃないか。やはりこれは独立させた方がいいんじゃないかな。そうでないと本当の意味での行革なるものは進まない。それで、最終的には先程から心配になります総合支所の方の、つまりだいたい50人減っていく、そうすると3年間で2町分の職員、3年間経つと雄勝町と北上町の職員の数いなくなりますので、その分だけがぼつぼつ切られていってしまうんじゃないかという懸念も生まれてくるんじゃないかと思えますのでその辺のところ、私の意見ですが、ちょっとそちら側の意見も聞きたいと思います。

植松総務専門部会長 まずはじめに、先程御説明しました本庁方式をとる中で、なかなか現在の市役所庁舎が狭隘だということで、監査委員事務局それから農業委員会については、それぞれ河北町それから河南町役場に移しますということで御説明申しあげました。それに伴って、じゃほかの事務局とか行政委員会についてもというのもありますし、じゃ市役所そのものが狭いということで分庁舎方式をとっているんだから、その辺、分庁舎についてはかなり住民の利用する方も不便をきたしているという現状も確かにございます。それにつきましては現在、各町合併に伴いまして先程来申し上げております、本庁に管理部門は集約するという事務の効率化を図るということで、8月以来、各町と私どもの方でどのくらいの職員のお手伝いが得られるかということでさまざまな調整を図ってまいりました。結果的に、現在53名ほど各町の方から本庁にお手伝いできる方がいるんだという結論には達しておりまして、それを現在、本庁の各課にどのように振り分けするかという作業を今進めております。

その中で、もう1つは先程藤本委員から出ました、分庁舎方式にしてその分庁舎を借り上げてどうのこうのというお話ありましたが、現在分庁舎についてはすべて借り上げているというのはございませんで、すべて市がずいぶん前に取得して市の財産として管理してございますので、借り上げ料は発生しておりませんが、ただ、その中で例えば今福祉事務所が先程来言ってますが、もとの郵便局の下にございます。その窓口が、やはり市民課と密接に関連する業務がありますので、その部門で合併時に少な

くとも本庁舎の建設を待たなくとも、新庁舎の建設を待たなくともその部分の統合はなんとかできないものかと、いわゆるワンストップサービスに近い形での集約ができないものかということで、今現在作業を進めている段階でございます。

それから、行政改革課ということで新たに今回総務部の下に専任の次長を配置して設置と。専任の次長の配置につきましても、現在も納税担当で専任の次長というの配置を実際にしております。それと同じで、部の部長がいながらさらに部長、それから総務部の今日来ております次長、それ以外にもその部の中にはそれぞれの所掌の事務に基づいて専任の次長も配置しておりますので、その中での話なんですけれども、先程御指摘ありましたように守る側、攻める側という方からみますと、どうしても守る側の方にも立場に、立つ部の中に1つ入っていると、それは当然、市長なり助役の直属の機関の方が、そういう意味では本来の行政改革が推進しやすいんじゃないかということで、これは前に桃生町助役からも幹事会でも御提案ございましたし、それについても庁内でも種々検討しましたが、現状の部体制を維持する中では、当面総務部の中に専任の次長を配置して行政改革をしようということで結論になった次第です。私どももできればそういう形が一番望ましいという部分もございしますが、現状の組織機構の体制の中では一番収まりやすいのが総務部の下に専任の次長を置いて、1つの課として行政改革課を設けるといった感じになった次第でございます。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 取得していたのは知りませんが、逆に貸してる。ただ、あそこで思うのが本当に住民のサービスどうのこうのと言うわりに、今先程三浦委員からIT社会、その前にもう車社会になっている、一緒に。あそこに行くと、いつも車止めるところがないわけです。例えば河南町の役場に移ってみなさい。あのくらい役場の前が広くて、寝ぼけようが逆立ちしようが何していても止められるような大駐車場を抱えているわけですから、本当言うとどっちが利便性だといえ、車の止められる方が利便性高くなるんじゃないのかなと。ほとんどの方々が車で移動ですので、あそこは宮城バスに乗ってあそこに行く人はあまりないんじゃないのかなと思いますので、このような話もさせていただきました。

やはり、それから先程のこと、専属、直属にした方がというのは、それは住民に対する意気込みの違いだと思います。これは総務部の管轄内に置くと、なにどうせパフ

オーマンスだわ、と思われて終わってしまうんです。それが、やっぱり直接というような形になりますと、なんか本気でやる気があるんじゃないかなという感じも受けますので、その方がかえって分かりやすくいいんじゃないか。その代わり、そこにいった職員の方は大変ですね。本当に大変だと思いますが、なんだったらあなたから切れと言われるかも知れませんが、やはりその方が皆さんには伝わるんじゃないのかなというのが意見であります。こうしろああしろというわけじゃありませんが、こういう意見もあったということで、なんらかの変わったことあれば変えていただければと思います。

植松総務専門部会長 その辺も十分に踏まえて、改めて組織の再編等の中で検討させていただきたいと思います。

(大橋委員 挙手)

土井議長 はい、河南町の大橋委員。

大橋委員 7ページのグループ制についてお聞きしたいんですけども、新市になりまして新しい体制でやるというのは大変結構なことだろうと思うんですけども、ここに書かれているのは大変メリットといいですか、効果が非常に書かれているんですが、これを協議していく中でデメリットといいですか、その辺が話し合われたのかどうか、またそういったもの何もないのかどうか、お聞きしたいと思います。

植松総務専門部会長 私よりもさらに詳しい人事課長が来てますので、人事課長の方からその辺説明させていただきます。

森岡総務専門部会員(石巻市人事課長) それでは、石巻市で導入した際の状況についてお話をさせていただきたいと思います。

本市におきましては、平成13年から平成15年までグループ制につきまして試行を行っておりまして、本年度から正式に導入したということでございます。その間、グループ制試行についての意見等について、試行の際のどのような問題点があったかというような点とか、良かった点、そういった部分についてアンケート調査をしております。

それで、メリットだけが出てデメリットの部分ということでしたので、ちょっと問題点の部分について触れさせていただきたいと思いますが、1つは、職員の責任の所在が一部あいまいになっている部分があるのではないかなというようなことがございました。それから、単純業務については応援体制はとれるけれども、ちょっと上位

の業務になってくると、なかなか知識の習得の部分ですべての職員が同じような形で同レベルで対応するのがなかなか難しいというような御意見がございました。ただ、それらにつきましては実際にグループ制が現在敷かれている中で、課長、補佐中心に、それからグループリーダーを中心に業務を再度棚卸ししながら検討していく中で改善されている事項と判断しております。それから評価につきましては、効果があった、どちらとも言えないというような部分での御意見がだいたい8割で、効果がなかったというような意見があったのが13%くらいの意見となっているのが現実でございます。

土井議長 よろしいですか。

大橋委員 はい。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿町長の木村委員。

木村委員 電算システムの関連でお聞きしますが、石巻市議会議長の松川委員にお伺いいたします。

石巻市の議会で100条委員会で調査をしているわけですが、これが私の町の方にいろいろ波紋が広がってきまして、先日一般質問で、議決はしたけれども予算執行を停止したならばいいんじゃないか、すべきでないかというふうな一般質問が出ました。それから、その前に監査請求も出ました。最終的には取り下げしたんですけども、いろいろと石巻市の100条委員会の調査が各町々に影響しております。これらの内容がどの辺がどうなっているのか、あるいはいつ100条委員会の調査が終わるのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

松川委員 牡鹿町長の木村委員の御指名でございますので、それなりにお答えさせていただきます。

まずはじめに、100条委員会の今状況なんですけれども、この辺については今現在鋭意精査中でございますので、皆様も御案内のとおり、委員会は独立の精神でやっておりますので、私といえどもあいまいなことは言えない部分がございますので、まずその辺は控えさせていただきます。

ただ、最終的には2月の末日をもって収束をしたいという方向で100条委員会を立ち上げております。

以上でございます。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、牡鹿町長の木村委員。

木村委員 松川議長、以外にあっさりしているんですね。

いろいろな新聞にも出るわけですが、いろんな疑惑なり発言なり、そういうものがあって100条委員会をやっているということなんですよね。そうすると、これが大きく合併に関わっているわけですから、皆ほかの町でもこれに関心を持っているんです。そして、議会で議決したとはいえいろんな議員からの監査請求が出たり一般質問が出たり、いろいろそういうもので実際困っているんですよ。ですから、本当に100条委員会の調査を必要とするものならば早く結論を出して、極端に言うと、この合併が延期しなければならないならするということ、あるいはしないで済んで大したことはないのであれば、早く切り上げてそれをまわりの町のいろんな不安なり、そういうものを払拭してもらいたいんです。いつまでもずるずるやられてると、せっかく来年の4月1日の合併ということ掲げていながらどうなのかということがありますから、ひとつ議長の権限ではできない面もあると思いますが、その辺は大いに期待をしていますから、特別委員長も含めてよろしくお願いします。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 牡鹿町長の木村委員のそういった問題意識、大変重要だと思うんですが、ぜひ誤解のないように私の立場からも議長の発言において、その部分で補完をさせていただきますいなと思います。

ちょっと時間かかっておりますけれども、御容赦いただきたいと思うんです。

まず今年度の9月定例会の際に、ある議員から問題提起がありました。今回の電算統合に関わる発注の仕方でアンフェアな部分があったという発言が、これはまさしく残っております。アンフェア、ブラックボックス、いろんな用語を使って、その議員は当局側の執行体制について不備を指摘してまいりました。当然、私どもの方からその発言、大変重要な発言と重く受け止めましたので、即座に議事進行をかけたして議長の方に調査方依頼をお願いをいたしました。結果的に、議長は代表者会議を招集いたしましたして、この取扱いについて代表者の方々の意見聴取をいたしました。当然、電算統合に係る問題ですから、当面は合併の特別委員会で調査していただきたいということで集約されまして、私どもの委員会にそういった問題が送られてきたという状況です。

私は都合、このテーマに関わることで4回の委員会を開催してまいりました。当局と当然担当部からのいろんな出席要請をしまして、詳細に説明、資料の提出も求めてまいりました。ただ、指摘した委員も当然特別委員会の当該メンバーとして入っておりますので、大変活発な議論、やり取りがありましたが、結果的には集約に至るところまではいきませんでした。これは、当然双方の考え方がそれぞれ主張されまして、なかなか本会議におけるアンフェア発言を払拭できるような内容には至っていないという状況であります。それを受けまして、さらに議会ではどうするかということで議長を中心にいろいろ対応、協議を重ねた結果、100条調査特別委員会ということで先般の11月12日の臨時議会の席で、そういったことで全会一致で議会案として採択をされて設置になったという経過です。本日も100条委員会、10時から開催されておりまして、関係業者が証人ということで参考意見を求められておりますのでそういったことで、昨日も関係者がいろいろ証人ということで出席をされておまして、議長からお話あったとおりですね、来年の当初議会まで報告が間に合うようにということで、当然電算統合に支障のないように、皆さんが理解いただけるような形で当然集約してまいらなければならないというふうには議会も重く受け止めておりますので、もう少し時間をお貸しいただきたいなというふうに思っております。

あと大事な部分は、監査請求出てた部分につきましては書類の不備ということでいったん取り下げておりますので、この辺についてもあわせて御報告をさせていただきたいというふうに思います。

土井議長 よろしいですか。

木村委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、この2つの案件の調整結果について承認させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第9号、調整結果報告第10号につきましては、御異議なしということで承認することになりました。

・調整結果報告第11号 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)について

土井議長 次に、調整結果報告第11号 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)につ

いてを議題といたします。

今野企画専門部会長から説明をさせます。

今野企画専門部会長 それでは、国際交流事業の取扱い(協定項目25 - 3)について御説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

調査結果報告第11号 国際交流事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する、といたしまして、合併協議会開催予定、本日の提出月日としてございます。

ページをめくっていただきまして、18ページから19ページにかけて御覧いただきたいと思います。

上段にございます調整方針の右側になりますが、(4)にアンダーラインを引いてございまして、中高生海外派遣事業については、これまでの経緯を踏まえ、合併時までに新たな制度として創設する、といたしまして承認をいただいているところでございます。このたび、その具体的内容の調整が整いましたので御報告いたすものでございます。19ページの下表になりますが、右側にあります調整の具体的内容欄を御覧いただきたいと思います。承認をいただいております調整の具体的内容につきましてはアンダーラインを引いておりますけれども、これまでの経緯を踏まえ、合併時までに新たな制度として創設する、といたしてございました。そして、その具体的な調整結果といたしましては、まず1といたしまして、中学生海外研修でございしますが、これは河南町、桃生町、北上町の3町で実施していた事業でありまして、新市においては全市の中学生を対象として行おうとするものでございます。まず、研修地につきましては、これまで事業を行っておりました3町の経緯を踏まえまして、3町で実施していた研修地を継続することといたしてございます。研修人数につきましては、これまでの研修地3箇所を合わせまして定数44名でございましたものを、100名以内と拡大しております。費用負担については、研修事業に要する経費の半額といたしますが、旅券取得のための費用は全額個人負担といたしております。次に、2番目の、高校生海外短期語学研修についてでございますが、これは石巻市が実施しております事業でありまして、研修地につきましてはこれまでと同様にアメリカ合衆国、ワシントン州のエバレット市といたしてあります。研修人数につきましては、従来12名程度であったものを20名以内と拡大しております。また、個人の費用負担については、石巻市の

例により35%といたしておりますが、中学生と同様に旅券取得のための費用は全額個人負担といたしております。なお、これらの事業の実施にあたりましては、研修期日や所要経費などの具体的な内容につきましては、毎年度実施要領で定めるものとしてございます。

以上、合併時まで調整するといたしました具体的調整結果についての説明とさせていただきます。

よろしく願います。

土井議長 ただいま専門部会から調整結果の報告がございましたが、御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということでございますので、調整結果については御承認いただけますね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第11号につきましては、御異議なしということで承認することになりました。

・調整結果報告第12号 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25 - 4)について

土井議長 次に、調整結果報告第12号 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25 - 4)についてを議題といたします。

企画専門部長から説明させます。

今野企画専門部長 それでは、引き続きになりますけれども広報・広聴関係事業の取扱いに関します具体的調整結果について御説明申し上げます。

21ページの表題部分につきましては省略させていただきます、22ページ、23ページの方をお開き願いたいと思います。その上段の部分になります調整方針欄の方を御覧いただきたいと思います。

まず、調整方針の(1)の途中の方からアンダーライン部分でございますが、創刊号の発行時期、内容、配布方法等については、合併時まで調整する、とございます。また、(4)の方にもアンダーラインしてございますけれども、ホームページについては、新市において新たに開設する、といたしまして承認をいただいているところであります。このたび、具体的内容の調整がされましたので報告いたすものでございます。

それでは、はじめに広報誌の創刊号について御説明申し上げますので、23ページ下

の表になりますけれども、右側の調整の具体的内容欄の方を御覧いただきたいと思えます。発行回数は、原則、月1回とし、以下、アンダーライン引いてございますが、創刊号の発行時期、内容、業者選定方法、配布方法、配布箇所、職員体制については、早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合併時まで調整する、といたしまして承認をいただいているところでございます。具体的な調整結果といたしましては、その下にございますように、まず創刊号の発行時期は4月1日といたしております。内容につきましては、組織図・総合支所について、説明する記事。それから行政情報。それに住民の声等、といたしてございます。また、業者選定方法につきましては、創刊号については、現在の石巻市の発注先とし、5月号以降は新たに選定する、ということで調整いたしております。なお、創刊号につきましては16年度予算でございまして、5月号以降が新市での予算執行となります。配布方法については、従来どおり行政委員及び行政区長配布といたしており、配布箇所につきましては、市民以外の配布については、現行を引き継ぐことといたしまして、希望者への配布にかかる送料については、有料といたしております。最後に、職員体制については、各市町で構成する広報担当者会議を設置し、創刊号の作成にあたることとしております。

次に、ホームページの開設について御説明申し上げますので24ページ、25ページの方を御覧いただきたいと思えます。25ページ、右側の調整の具体的内容欄でございまして、ホームページについては新市において新たに開設することとし、以下、アンダーラインでございまして、開設時期、内容、職員体制については、早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合併時まで調整する、といたしまして承認をいただいているところでございます。その具体的調整結果につきましては、まず開設時期は平成17年4月1日といたします。内容につきましては、石巻市の現在のホームページをベースとし、6町の内容を統合すること、といたしてあります。また、職員体制については、現在1市6町のホームページ担当者で構成しておりますホームページ担当者会議を中心として新市のホームページを作成する、ことといたし調整をいたしてあります。

以上、合併時まで調整することといたしてありました具体的調整結果についての内容とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

土井議長 ただいま専門部会から調整結果の報告がございましたが、御質問はございま

せんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということでございますので、調整結果については御承認いただけますね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第12号につきましては、御異議なしということで承認することになりました。

・調整結果報告第13号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25 - 17)について

土井議長 次に、調整結果報告第13号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25 - 17)についてを議題といたします。

生活環境専門部会長から説明させます。

松川生活環境専門部会長 それでは、調整結果報告第13号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25 - 17)について具体的調整結果について御説明申し上げます。

28、29ページをお開き願います。

調整方針(2)の 収集方法については、燃やせるごみは現行のとおりとし、それ以外のごみは業者委託することとし、委託方法は合併時まで調整する、という調整方針でありましたが、28ページの方の下にある、燃やせないごみについての具体的調整結果につきましては、29ページの右下に記述のとおり、現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する、という具体的調整結果となりました。

次に、30ページの粗大ごみ以下、有害ごみ、32ページ以降の資源ごみにつきましても同様の調整結果でありますので、説明は省略させていただきます。

続いて、38ページをお開き願います。

調整方針(5)の 搬入承認事務及び処理手数料等については、合併時までに調整する、という調整方針でありましたが、(2)の廃棄物搬入承認事務についての具体的調整結果として、39ページ右側上段に記述のとおり、牡鹿町クリーンセンター排出の焼却灰のみを受入れしている、牡鹿町の一般廃棄物最終処分場については、現行のとおりとする。石巻市、河北地区衛生処理組合、雄勝町、河南町の一般廃棄物最終処分場への搬入承認は、受入基準に適合する廃棄物を搬入する市民及び事業者に対し、「一

般廃棄物搬入許可書」及び「廃棄物搬入車両証」を交付する。なお、事業者における承認期間は2年とする。次に、(3)の搬入日についての具体的調整結果として、同じく39ページの2段目に記述してあるとおり、全施設、搬入日は毎週月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く。ただし、雄勝町については、当面土曜日も受入れするものとする。）とし、搬入時間は午前9時から午後0時、午後0時45分から午後4時まで統一する。次に、(4)として搬入できるごみについては、受け入れ基準を16年度中に調整する、という調整方針でありましたが、具体的調整結果として、同じページの3段目に記述のとおり、牡鹿町の一般廃棄物最終処分場は、牡鹿町クリーンセンター排出の焼却灰のみ搬入できるものとし、河北地区衛生処理組合一般廃棄物最終処分場については、河北町、桃生町、北上町から排出された一般廃棄物の焼却残渣及び不燃ごみの中間処理後の残渣物とする。石巻市、雄勝町、河南町の一般廃棄物最終処分場は一般廃棄物の焼却残渣、不燃ごみの中間処理後の残渣物及び金属くず、ガラスくず、瀬戸物くず、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等を搬入できるものとする。(5)処理手数料についての具体的調整結果として、同じく右側の4段目に記述のとおり、処理手数料については、現行のとおりとし、河南町については、石巻市の例による。なお、合併後5年以内に統一する、というような、合併時まで調整する、という調整方針の具体的な調整結果となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

土井議長 ただいま専門部会から調整結果の報告がございましたが、御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということでございますので、調整結果については御承認いただけますね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 調整結果報告第13号につきましては、御異議なしということで承認することになりました。

(2) その他

公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針について

土井議長 次に、議事の(2)その他に移ります。

はじめに、の公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針につい

てを事務局から説明させます。

鈴木調整担当次長 それでは、協議会資料の40ページをお開きいただきます。

合併準備に関わるものでございますけれども、新市における公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針につきまして御説明したいと思います。

まず、この基本方針の趣旨でございますけれども、現在各分科会等におきまして公共施設の名称につきまして、基本的には現在の名称を残すと、2番目としましては、名称の頭に石巻市を冠するというのを基本にいたしまして調整を進めてございます。ただ、それですと統一性がとれない部分もございますので、現在、最終の調整を行っているところでございますけれども、この公共施設の名称決定を受けまして、新市に向けまして銘板あるいは看板等の改修を行わなければなりません。この改修の範囲、改修の時期につきましては、まだ1市6町で統一的な取扱いが定まっていないという状況にあるものですから、新市におけるこのような公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針を定めまして、住民等が混乱しない形で新市を迎えるために、この基本方針を定めようとするものでございます。

2番目、基本方針でございますけれども、新市の一体性の確保を図りつつ、限られた期間及び予算の中で、効率的に公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修を行うため、整備順位、1つはAといたしまして、合併時まで改修するもの、それからBといたしまして、合併後、逐次改修するもの、これに分けまして、それぞれ改修を進めてはどうかというものでございます。なお、合併前の改修につきましては、それぞれの施設の所在市町が費用を負担いたしまして、実施することを基本とする、ということの基本方針にしてはどうかというものでございます、

それで3番目、主な改修対象及び整備順位を表にしております。基本的には、これまで先進事例あるいは幹事会での議論をとおしまして以下のとおりとさせていただきますけれども、基本的には、合併時までには少なくとも公共施設の看板等を改修して進めてはどうかという形で基本方針を定め、統一的に1市6町で改修を行っていかうとするものでございます。

説明としては以上でございます。

土井議長 ただいま事務局より公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針について説明がりましたが、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということで、それではそういう方針で進めさせていただきます。

第25回 石巻地域合併協議会の日程（案）について

平成17年1月27日（木）午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

土井議長 次に、 の第25回協議会の日程について事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、本日の資料の次第のところの一番下の方に書いてございますが、次回の協議会の日程につきましては1月27日、木曜日、午前9時半からこの会場という案でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

土井議長 それでは、第25回協議会の日程についてはただいまの説明のとおりとしてよろしゅうございませうか。

（「異議なし」という声あり）

5. その他

土井議長 これで、本日予定した議事はすべて終了となりますが、委員の皆様方から何かございませうか。

（西條委員 挙手）

土井議長 はい、桃生町の西條委員。

西條委員 要望ですけれども、協議会資料配布から協議開催日までの期間、少しあけて欲しいなど。その間に議会として調整をとりたいというようなことですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

土井議長 そういうことでよろしいですね。一応、希望ということでお聞きをさせてもらいます。

（「なし」という声あり）

土井議長 他にないようですので、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局から連絡事項がありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひます。

司会 事務局からの連絡事項でございますが、会議日程につきましては、ただいま次長の方から説明がございましたので、改めまして文書で御通知申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

6. 閉会

司会 以上をもちまして本日の日程の一切を終了いたしましたので、第24回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成17年 1月27日

石巻地域合併協議会

署名委員 阿 部 純 孝

署名委員 武 山 松 義